

人事・労務に役立つ情報満載！

# ニュースレター

by 金ちゃん先生



3  
2023

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 2-13-9

TEL 06-6850-8110 FAX 06-6855-3676

URL <http://www.tokunaga-sr.com> e-mail [bpbz707@tcct.zaq.ne.jp](mailto:bpbz707@tcct.zaq.ne.jp)

発行日：2023年2月27日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算162号



## 耳寄り情報1

## —賃金のデジタル払い—



### 1. 改正の内容 ◆本年4月1日の労基則改正で可能になる◆

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られる状況を踏まえ、これまでの「現金払い」「預貯金口座への振込」「証券総合口座への払込み」のほか、賃金の支払方法に係る新たな選択肢を追加するものです。なお、賃金のデジタル払いは労働者及び使用者が希望する場合に限られます。改正により〇〇ペイ、〇〇払い等と呼ばれる決済サービス提供の事業者（資金移動業者）口座への払込みで賃金を支払う事も可能になります。

### 2. 労基法 24 条「通貨払いの原則」

労基法 24 条の「通貨払いの原則」に関する従前の以下の取扱いに変更はありません。

- ・通貨（日本で強制通用力を持つ貨幣および日本銀行が発行する銀行券）で支払う。
- ・「現金払い」が原則です。「預貯金口座への振込」や「証券総合口座への払込み」は労働者の個々の同意を得た場合に認められる（労基則 7 条の 2 第 1 項）。又労働者過半数代表者との労使協定が必要です（令 4・11・28 基発 1128 第 4 号）。賃金のデジタル払いでも現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払は認められない。又労使協定締結の上、書面等での労働者個々の同意が必要です。



### 3. 賃金のデジタル払いの実施に当たって

賃金の確実な支払いを担保するために、厚労大臣の指定を受けた資金移動業者の口座に限定。指定を受けた資金移動業者に関する情報は厚労省が「指定資金移動業者一覧」を公表予定。令和 5 年 4 月 1 日以降に資金移動業者が厚労大臣に指定申請を行い、審査を経て基準を満たす事業者が指定される。⇒この審査は数カ月かかる見込み。賃金のデジタル払いの実施に当たっては、使用者には次の内容を求めています。



- ・労働者に対して、資金移動業者の口座のほか、代替口座として預貯金口座または証券総合口座を指定してもらいます。代替口座は、上限金額を超える場合の受取りや破綻時に利用されます。
- ・労働者に対して、指定資金移動業者口座に関する必要な事項を説明します（使用者が委託した指定資金移動業者が代わりに行うこともできます）。労働者の個々の同意は、この説明を行った上で得なければなりません。なお、同意書の様式例（基発 1128 第 4 号別紙）裏面には、説明文「資金移動業者口座への賃金支払に関する留意事項」が用意されています。
- ・賃金のデジタル払いを労働者に強制してはなりません（現金か指定資金移動業者の口座かの 2 択とすることも認められません）。使用者からの送金スキームなどは、今後整備が進むものと思われます。

年次有給休暇権の法的性質 白石営林署事件 最高裁昭和 48 年 3 月 2 日第二小法廷判決

## ■ 事案の概要

- (1) 処分撤回闘争に参加するため、農林省林野庁白石営業署の職員は、2日間の年次有給休暇を請求し、承認を得ないうちに退庁し、両日を出勤無し。
- (2) 営林署長は両日の年休請求を不承認⇒同月支給給与から2日分賃金控除。
- (3) 当該職員は、営林署長の不承認の意思表示を無効であるとして、控除分の未払賃金並びに遅延損害金の支払い請求。⇒第一審請求認容、控訴審控訴棄却＝



## ■ 判旨・判決の要約 上告棄却

- (1) 労働基準法 39 条 1 項, 2 項の要件充足により、年次有給休暇の権利は、法律上当然に労働者に生ずる権利であって、労働者の請求をまって始めて生ずるものではない。
- (2) 労働者がその有する休暇日数の範囲内で、具体的な休暇の始期と終期を特定して右の時季指定をしたときは、客観的に同条 3 項但書所定の事由が存在し、かつこれを理由として使用者が時季変更権の行使をしない限り、年次有給休暇が成立し、当該労働日における就労義務が消滅する。
- (3) 休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を解除条件として発生するものであって、年次有給休暇の成立要件として、「使用者の承認」の観念を入れる余地はない。
- (4) 年次休暇の利用目的は労基法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由である。

## ■ 解説・ポイント

使用者による時季変更権の行使が可能な場合ですが、労基法 39 条 5 項但書の「事業の正常な運営を妨げる場合」とは、当該労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模・内容・当該労働者の担当する作業の内容・性質・作業の繁閑・代行者の配置の難易・労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきとされています。

したがって、年次有給休暇を申請した労働者について、このような時季変更権が可能な場合には格別、そうでなければ年次有給休暇として休ませなければなりません。

**金ちゃん先生の一言** 『署長は本人闘争参加不快⇒年休取得目的の制約は認められず』

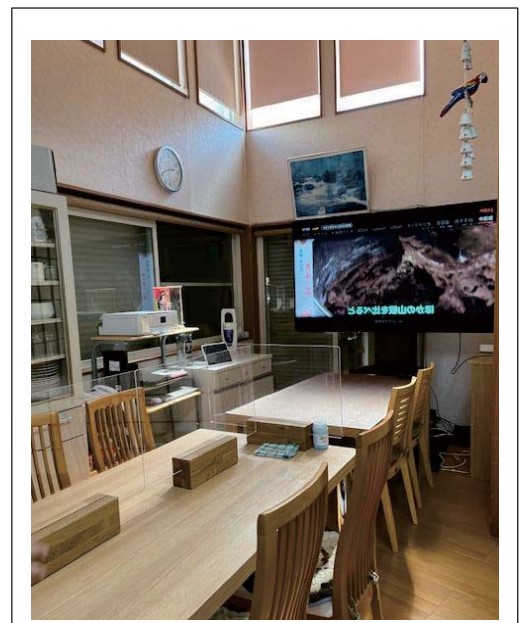
## 金ちゃん先生行状記 飲み会交流拠点 弊所「黄門亭」活用お願いの件

司馬遼太郎作で『酔って候幕末藩主伝』が有り、土佐藩の山内豊信を主人公として描いた作品です。⇒皆様、酔って候しませんか…？

金ちゃん先生は「飲み会交流」が趣味の1つと嘯うそぶいていますが、しらふよりも一杯飲んで、リラックス＝胸襟を開いて本音で対話することの必要性＝利点を言っている訳です…。

以前にも事務所1階奥にあるこの「黄門亭」をご紹介しましたが、特設席を入れると10名が一同に会して75型大型TVを活用した研修(リモート含む)、飲食、対話、からおけ等が一連して行え、WITH CORONAで気軽に実施可能で昨年10回実施しました。

当方からの提案又は読者からのご希望を聴いてどしどし企画⇒実現したいと乞い願う今日この頃の金ちゃん先生であります。



適用待ちの改正

## 令和5年度の雇用保険の保険料率が決定 0.2%(労使で0.1%ずつ)引き上げ

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定されました。財源確保のため、次のように引き上げられることになりました。

.....令和5年度の雇用保険の保険料率.....

### ●令和5年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分		
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5 〔1,000分の13.5〕	1,000分の6 〔1,000分の5〕	1,000分の6 〔1,000分の5〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕	計 1,000分の9.5 〔1,000分の8.5〕
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5 〔1,000分の15.5〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕	計 1,000分の10.5 〔1,000分の9.5〕
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5 〔1,000分の16.5〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕	計 1,000分の11.5 〔1,000分の10.5〕

〔 〕は  
令和4年10月  
から令和5年3  
月までの間の率

★令和5年4月から令和6年3月までの間の雇用保険の保険料率が決まり、現行の率から1,000分の2（労使で1,000分の1ずつ）引き上げられることになりました。

なお、前年度（令和4年度）には年度途中の引き上げがありましたが、本年度（令和5年度）についてはその予定はありません。

〈補足〉労災保険の保険料率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

要チェック

### 賃金引き上げ特設ページを開設(厚労省)

厚生労働省が「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、平均的な賃金額がわかる検索機能、各種助成金など、賃金引き上げのために参考となる情報が掲載されています。賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用ください！

.....賃金引き上げ特設ページを開設／ページのメニューを紹介.....

賃金引き上げ特設ページのメニュー

- MENU1 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- MENU3 賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

※厚生労働省の「最低賃金特設サイト」から入ることができます。

★中でも、賃金検索機能は地域・業種・職種ごとに平均的な賃金を調べることができる機能となっており、企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。是非ご利用ください。

次ページへ続く

## 豆知識情報

### 年少者、妊産婦等の就業制限 ①妊産婦等の就業制限

#### 危険有害業務の就業制限

- |   |  |
|---|--|
| ① | 断続作業の場合30キログラム以上、継続作業の場合20キログラム以上の重量物を取り扱う業務   |
| ② | 特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則又は有機溶剤中毒予防規則に定める一定の有害物を発散する作業場の業務であって、a呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務及びb作業環境測定の結果、第3管理区分に区分された屋内作業の業務 |



**適用待ちの改正**

# 令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る協会けんぽ（全国健康保険協会）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分<sup>〈補足〉</sup>）から適用される保険料率の見直しを行います。

令和5年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

〈補足〉企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

.....**令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率**.....

**1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕** は変更あり（静岡県以外は変更あり）

北海道	10.29%	石川県	9.66%	岡山県	10.07%
青森県	9.79%	福井県	9.91%	広島県	9.92%
岩手県	9.77%	山梨県	9.67%	山口県	9.96%
宮城県	10.05%	長野県	9.49%	徳島県	10.25%
秋田県	9.86%	岐阜県	9.80%	香川県	10.23%
山形県	9.98%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.01%
福島県	9.53%	愛知県	10.01%	高知県	10.10%
茨城県	9.73%	三重県	9.81%	福岡県	10.36%
栃木県	9.96%	滋賀県	9.73%	佐賀県	10.51%
群馬県	9.76%	京都府	10.09%	長崎県	10.21%
埼玉県	9.82%	大阪府	10.29%	熊本県	10.32%
千葉県	9.87%	兵庫県	10.17%	大分県	10.20%
東京都	10.00%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.76%
神奈川県	10.02%	和歌山県	9.94%	鹿児島県	10.26%
新潟県	9.33%	鳥取県	9.82%	沖縄県	9.89%
富山県	9.57%	島根県	10.26%	—	—



**2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕**

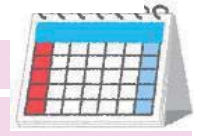
全国一律	1.82% (1.64%から変更)
------	-------------------

⑨ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★静岡県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。全国一律の介護保険料率も変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。



3/10	● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
3/15	● 2022年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限
3/31	● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 4月・7月・10月決算法人消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告



◆あとがき◆ 未だ厳寒期では有りますが…、陽光に春の訪れが垣間見れる今日この頃ですね。  
『春近し 目にはさやかに 見えねども 光強さに おどろかれぬる』  
～これは古今和歌集収録の書家藤原敏行の和歌を思い付きでもじりました(笑)。～